

快適で住みよい住宅耐震診断・改修補助金交付制度

地震による既存木造住宅の倒壊等による生命・身体・財産の被害を最小にするため、既存木造住宅の耐震診断と耐震改修に必要な費用の一部を補助します。

補助金交付基準

	対象建築物	補助率	限度額
耐震診断	次の全てに該当するもの ①既存の木造一戸建て住宅(兼用住宅の場合は、住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満であるもの) ②昭和56年5月31日以前に着工されたもの ③階数が2階以下のもの(地階を除いた階数) ④申請者が所有しているもの	1/2	5万円
耐震改修	上記の①～④の全てに該当し、かつ耐震診断の結果、安全性の「総合評価1.0未満」のもの	23/100	20万円

申請書に必要書類を添付し、住宅建築課に提出してください。補助金の交付が決定した後に、耐震診断・耐震改修に着手することが補助要件となります(既に着手されているものは対象外です)。なお、申請手続きを第三者に委任することもできます。

住宅建築課 ☎21-1464 ☎24-8857



消費者トラブル に注意

個人情報を聞き出す不審な電話にご用心

【事例1】

+から始まる番号から電話があり「2時間後に電話が止まる。詳しくは1を押すように」とガイダンスが流れた。1を押したらオペレーターが出て、聞かれるまま個人情報を伝えてしまった。

【事例2】

携帯電話会社を名乗る電話があり、私の名前でスマホが不正に契約されている、警察に電話を転送すると言われた。転送先で氏名や生年月日を伝えたが本当に警察か不信感が募った。個人情報の扱いが心配だ。

【事例3】

警察を名乗る電話がかかってきて「あなたに、犯罪者集団に関わっている疑いがある」と言われた。数分話をしているうちにクレジットカード情報を聞かれたため不審に思い電話を切った。

消費者へのアドバイス

- 知らない番号からの電話には出ない、折り返さないようにしましょう。
 - うっかり出てしまった場合、不審なら早めに話を打ち切りましょう。また、自動音声ガイダンスが流れた場合、途中で電話を切りましょう。個人情報は絶対に伝えないようにしましょう。
 - 国際電話を使わない場合は、利用休止を検討しましょう。
- ※固定電話で国際電話を使わない場合は国際電話のみの利用休止ができます。
※携帯電話でも端末により発信の設定が可能なほか、携帯電話会社でも迷惑電話防止サービスを提供しています。

「くらしの110番」

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。
消費生活センターへの相談は、消費者ホットライン ☎188
☎人権市民相談課 ☎21-1414 ☎25-0160

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか？



市HP

市政情報

老朽空き家除却補助金

倒壊等により周辺に危険を及ぼすおそれのある空き家(老朽空き家)を除却する人に対し補助金を交付します。

市内に空き家を所有する人
対象物件

- 住宅地区改良法に規定する不良住宅で、一戸建てであるもの
- ※市職員が不良住宅判定を行い、建物内外の確認や撮影を行います。
- ・1年以上空き家で、物置等として使用していないもの
- ・公共事業の補償の対象となっていないもの
- ・空き家の所有者が複数いる場合は、全員の同意を得ているもの
- ・兼用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅部分であるもの

補助率 除却工事費の1/2

限度額 20万円

※市内業者と契約して行う場合は、限度額25万円
※交付申請の前に事前相談票の提出が必要です。

※年度途中でも申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

申請・問い合わせ 住宅建築課

☎21-1464

☎24-8857



市HP

空き家の適正な管理を

空き家は、適正な管理が行われていない場合、老朽化による倒壊、建築材の飛散、庭木の越境など、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。

空き家の適正な管理は所有者の責務です。周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適正な管理をお願いします。

住宅建築課

☎21-1464 ☎24-8857

ボートレース戸田 サンクスフェスティバル2026

5月23日(土)・24日(日)午前10時～午後4時

会場 ボートレース戸田

内容 ゴムボート乗艇体験(事前web抽選制)や働くのりもの展示など、家族で楽しめるコンテンツが盛りだくさんです。

問い合わせ 埼玉県都市ボートレース企業団

☎048-823-8711



ボートレース戸田HP

地震対策のご案内

生命や財産を守るため、いつ発生するか分からない地震に備え、対策をしましょう。

木造住宅の無料簡易耐震診断

簡易耐震診断は、耐震診断や耐震改修が必要かどうか、判断の目安になります。

対象となるもの

- ・既存の木造一戸建て住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・階数が2階以下のもの(地階を除いた階数)

建築確認通知書又は各階の平面図(筋かいの位置が分かるもの)を持参し、住宅建築課へ。

家具の転倒対策

比較的安価で手軽にできる地震対策です。大型家具等を固定し、家具の転倒を防ぎましょう。

ブロック塀の安全対策

敷地内に設置したブロック塀等を点検し、ひび割れや不安定に動くななどの危険性があった場合は、ブロック塀等の補強や撤去を行うなど、適切に管理しましょう。

住宅建築課 ☎21-1424 ☎24-8857



市HP
(簡易耐震診断)



市HP
(ブロック塀点検)

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか？



市HP